KARCHER G2600XH 1年保証サービス規程

保証サービス規程
KARCHER G2600XH 1年保証サービス(以下、「本保証」といいます。)は、有限会社中部高圧ホース(以下、「弊社」といいます。)がサービスを運営・提供します。弊社は、本保証にご加入いただくお客様に対して、KARCHER G2600XH 1年保証書(以下、「保証書」といいます。)を発行します。保証書が発行され、お客様がこれを受領した時点で本保証の加入手続きが完了します。弊社は、保証書に記載された KARCHER G2600XH (以下、「本製品」といいます。)について、以下及び裏面の規程(以下「本規程」といいます。)に定めるところに従い、無償にて本体の代替品への交換(以下、「保証交換」といいます。)をいたします。

第1条　保証範囲
1. 本保証は、本製品の取扱説明書や注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、本製品に生じた電気的・機械的故障(以下、「自然故障」といいます。)で、エンジン・ポンプの故障を対象とします。給水ホース・ストレーナ・高圧ホース・接続カップリング・タイヤ・洗浄ガン・洗浄ノズル等の消耗品は対象となりません。
2. 第11条で定める「保証の適用除外事項」に該当する場合には、本保証の対象外とします。

第2条　保証期間
本保証が効力を有する期間は、本製品のお買い上げ日より 1 年間とし、保証書に記載されます。本保証により、保証交換が行われた場合、その他事由の如何を問わず、保証書に記載された保証終了日は変更されないものとします。

第3条　保証内容
保証期間中に自然故障が発生した場合には、本製品と同等の能力を持った製品と交換いたします。

第4条　代替品
本保証の保証交換により交換させていただく代替品は、本製品と同等の能力をもった新品であり、同一機種とは限りません。

第5条　保証の終了
本保証に記載の保証期間の満了する日を持って、本保証は終了となります。

第6条　お客様のご負担となる主な費用
1. 本保証の片道分の送料及び梱包に係る費用(お客様から弊社へお送りいただく送料及びその際の梱包に係る費用。)。
2. 本製品の設置及び工事に係る費用。
3. 本保証利用時にお客様からのご連絡に必要となる費用、その他通信費用。
4. 保証交換を行う際に、代用品をお客様が必要とされる場合の当該代用品のレンタル費用(弊社では、代用品の手配・提供などは一切行いません。)。
5. お客様の都合により、引取りを希望される場合に伴う諸費用(出張費用、引取費用、梱包材費用等。)。
6. 本保証の対象外となる故障及び当該故障の修理に必要となる費用。
7. お客様のご都合にて保証交換をキャンセルされた場合に必要となる一切の費用。

第7条　保証交換の依頼方法
保証期間中に本製品に自然故障が発生した場合には、お客様は弊社(下記記載)へ連絡して保証交換をご依頼ください。保証交換受付時に弊社より保証交換の手順をご説明しますので、説明手順に従ってください。

有限会社中部高圧ホース　TEL 052-365-6113

第8条　登録情報の変更
以下の場合には、お客様におかれましては、速やかに弊社までご通知ください。ご通知いただけなかった場合には、本保証が適用されない事があります。
1. 保証期間中に加入者名の変更や連絡先電話番号、住所等の変更がある場合。

第9条　個人情報の使用
弊社はお客様よりご提供頂いた個人情報を保管、使用、処理の上、本保証を提供します。また、上記の目的の為、必要がある場合に限り、弊社の責任において、事業協力会社等へお客様の個人情報を提供致します。

第10条　間接障害等
法律上の請求の原因の種類を問わず如何なる場合においても、間接障害(事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等)、特別損害、付随的損害、拡大被害、他の機器や部品に対する被害、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害(障害に起因する死亡及び怪我を含む)並びに他の財物に生じた損害に関して、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第11条　保証の適用除外事項
以下の事項に該当する場合には、本保証は適用されないものとします。
1. お客様または第三者の故意若しくは過失又は改造、修理若しくは清掃に起因する故障及び損害。
2. 取扱説明書、注意書に記載している取扱方法とは異なる不適切な使用(管理の不備、改造行為、増設等。)、取扱いが不適当である事に起因する故障及び損害。
3. 破損、破裂、火災、落雷、水害、地震その他天災地変等の外部要因事由に起因する故障及び損害。
4. 設置、工事が主原因として考えられる本製品の故障及び損害(設置場所の不良等を含む。)。
5. メーカーが定める想定された用法を超える過酷な使用に起因する故障及び損害(高温、高湿、海水使用、潮風にあたる等の特殊な環境での使用を含む。)。
6. 消耗品(給水ホース・ストレーナ・高圧ホース・接続カップリング・タイヤ・洗浄ガン・洗浄ノズル等。)の交換に係る費用。
7. 弊社及びメーカー指定以外の消耗品の使用に起因する故障及び損害。
8. 盗難、紛失、置き忘れ、その他の事由により、お客様が本製品を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合。
9. 経年変化あるいは使用損耗により発生する現象で、通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に相当するもの(外装品、塗装面、メッキ面、樹脂部品、スプリング等のへたり、自然退色、劣化、サビ、腐食、カビ変質、変色その他類似の事由等。)。
10. 本製品の機能及び使用の際に影響の無い損害(外観、傷等。)。
11. 本製品の仕様、構造上の欠陥又は本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等。
12. 本製品の付属部品、アクセサリー等の本製品以外の製品の故障、増設機器等に起因する故障及び不具合。
13. 弊社が保証交換の依頼を受けた本製品の点検・診断をした結果、弊社が故障の存在を確認できなかった場合。
14. 本保証の対象外に起因する故障である事が判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用等。
15. スイッチが入っていない等、技術的知見の無い通常人を基準としても故障とは判断しない状態での保証交換依頼に係る一切の費用(物流費用、調整、手直し、保守、点検、検査、作業等。)。
16. 弊社に依頼されず修理・点検等を第三者へご依頼された場合。
17. 日本国外へ持ち出された場合の日本国外からの保証交換依頼。
18. 国又は公共団体の公権力の行使に起因する故障及び損害。
19. 核燃料物質若しくは核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障及び損害。
20. 戦争(宣言の有無を問わず)、外国の武力行使、革命、内乱、紛争その他これらに類似の事変に起因する故障及び損害。
21. 本製品の損害に係る申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合、本製品と異なる製品(シリアル番号等が異なる場合)の保証交換依頼をされた場合。

第12条　その他注意事項
1. 故障並びに損害の認定等について弊社とお客様の間で見解の相違が生じた場合には、弊社は、中立的な第三者の意見を求める事ができます。
2. 弊社は、本保証についての理由の如何を問わず、保証料金の返金は行いません。
3. お客様は、本保証にご加入頂いた時点で、本規定にご同意頂いたものとします。
4. 本規程が適用される事項について訴訟の必要が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

保証サービス規程：西暦 2011 年 11 月 30 日より適用